

3. 職員の給与の状況

①特別職(令和6年4月1日)

区分	報酬		期末手当		
	減額前(円)	減額後(円)	6月期	12月期	計
市長	963,000	770,400	2.2カ月	2.2カ月	4.4カ月
副市長	837,000	753,300			
議長	702,000	－	2.25カ月	2.25カ月	4.5カ月
副議長	666,000	－			
議員	612,000	－			

③ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)

	令和5年度	令和6年度
守口市	98.7	98.5
全国市平均	98.6	98.6

【備】ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

②一般職(令和5年4月1日)

区分	一般行政職	
	平均給料月額	平均年齢
守口市	325,532円	43.0歳

4. 職員の勤務時間やその他勤務条件の状況

①勤務時間の状況

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	始業	終業
38時間45分	7時間45分	9:00	17:30

【備】休憩時間 12:00～12:45

②年次休暇の状況

総給与日数※	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
18,342.2日	7,702.2日	494人	15.6日	42.0%

総務省が実施している勤務条件等に関する調査に基づいた数値です。

※前年度からの繰越分を含んでいます。

5. 職員の分限および懲戒処分

分限処分	27人	全て病氣 休職者
懲戒処分	7人	減給、戒告

【備】分限処分…職員がその職責を十分に果たすことができないときに、職員の意思に反する不利益な取り扱いを認めるものであり、公務の能率の維持と適正な行政運営の確保を目的としています。

懲戒処分…一定の義務違反を行った職員に責任を問うための制裁であり、規律と秩序の維持を目的としています。

6. 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況 ……8件

【注】地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業などへの従事をしてはならないと定められています。

7. 職員の退職管理

離職後の再就職届 ……1件

【注】課長級以上の職に就いている職員は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、届出が必要です。

8. 職員の研修の状況

職務の遂行に必要な知識、技能および教養の向上と公務員意識のかん養を図り、全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努めることを基本方針としています。
令和6年度は、のべ863人が参加しました。

10. 市公平委員会からの報告事項

勤務条件に関する措置の状況 ……該当無し
不利益処分に関する不服申し立て ……該当無し

9. 職員の福祉および利益の保護の状況

①健康診断の状況

定期健康診断、ストレスチェック 他

②共済制度

大阪府市町村職員共済組合に加盟

③福利厚生

職員の福利厚生は地方公務員法で義務付けられており、守口市職員厚生会で行っています。
【備】主な事業内容…カフェテリアプラン、健康増進支援、体育文化助成 など
会員掛金・市負担金ともに月額1,000円(1人当たり)

④公務災害補償の状況

公務災害補償制度	公務災害認定件数	2
	通勤災害認定件数	1

人事行政の運営などの状況(令和6年度)

市の人事行政を運営していく上で、より公正で透明性を高めていくために、人事行政の主な内容をお知らせします。

問 人事課 TEL 06-6992-1408

1. 職員の任免および職員数に関する状況

①職員採用の状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)(単位：人)

区分	新規採用	再任用		任期付
			うち短時間	
行政職	9	20	19	19
	9	－	－	13
	－	－	－	－
	－	－	－	－
	－	－	－	－
	－	－	－	－
	－	－	－	6
合計	9	20	19	19



②退職の状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)(単位：人)

区分	定年退職	早期退職	死亡退職	任期満了
正規職員	2	16	－	6
再任用		2	－	
うち短時間		0	－	
任期付		7	－	56
合計	2	25	0	62

④部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)(単位：人)

区分	令和5年度	令和6年度	増減数
議会	8	8	0
総務	120	122	2
税務	40	38	▲2
農林水産	4	4	0
商工	6	4	▲2
土木	50	49	▲1
民生	262	246	▲16
衛生	42	41	▲1
一般行政計	532	512	▲20
教育	47	49	2
水道	37	34	▲3
下水道	30	27	▲3
その他	27	43	16
公営企業等計	94	104	10
総合計	673	665	▲8

③補職別職員数の状況(各年度4月1日現在)(単位：人)

補職別内訳	区分	令和5年度	令和6年度	増減数
	理事級	1	1	0
	部長級	9	9	0
	次長級	10	12	2
	課長級	39	37	▲2
	主幹級	50	63	13
	主任級	129	123	▲6
	その他	435	420	▲15
	合計	673	665	▲8

2. 職員の人事評価の状況

職員の資質向上を目的に、所属長が部下の行動や能力を観察し、必要に応じて指導するとともに、その結果により人事配置や職員の処遇に反映しています。

被評価者の範囲	評価基準日におけるすべての守口市職員 (①任期に定めのある他団体等からの派遣職員、②本市から他団体に派遣している職員、③長期の休業等により評価基準日において実勤務日数が90日に満たない職員を除く)		
	評価期間および 評価基準日	評価期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
評価の内容	業績評価	評価基準日	
		令和7年1月1日	
評価の内容	業績評価	(1) 令和6年度主要施策に掲げる事業の推進及び改革の実現 (2) 第6次守口市総合基本計画をはじめとする各種計画や指針等に掲げる事項の具体化及びその実践(守口市行政経営プラン含む) (3) 議会答弁等に伴う新たな課題又は懸案事項の解決 (4) 法令に基づく業務の円滑な遂行とその事務事業の改善 (5) その他の自己目標(業務マニュアル作成等)から目標の種類を選び、3項目(課長級以上の職員は5項目)の個人目標を決定し、各目標にウエイトを付し、合計100%になるよう設定する。	
	能力評価	守口市人材育成基本方針で定めている職階別の果たすべき役割、能力に基づいて設定した各評価項目について評価する。	